

◇基幹相談支援センターの役割

- ①地域の相談支援の中核機関＝相談支援の個別事例を通じた課題把握
- ②協議会事務局＝支援（サービス提供）の個別事例を通じた課題把握

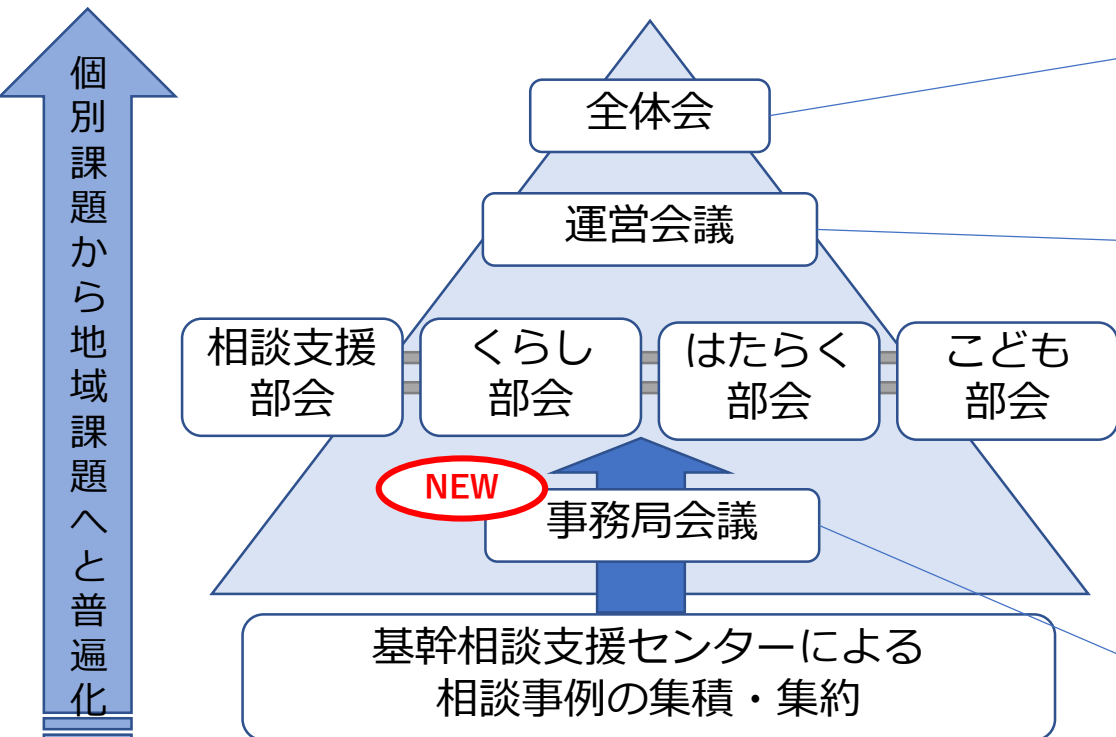
➡ 入口（①相談）と出口（②支援・サービス）の両面からの課題把握

◇自立支援協議会の位置付け

➡ 障害者総合支援法改正により、支援の検討・検証の場として位置づけ

- 基幹相談支援センター＝自立支援協議会事務局であるメリットを最大限活用しながら、協議会の全体像を見直していく
- 各部会で行うべき議論を整理しながら、個別の課題を地域全体の課題として普遍化していくプロセスを確立する

◇自立支援協議会の全体像



- 市と基幹相談支援センターを構成員とする事務局会議を開催し、専門部会も含めた協議会運営の方向性を検討する場を設ける

●全体会

- ①協議会全体の計画、実績、方向性等について協議・確認
- ②部会等での協議事項や提案について協議会としての意思確認

➡ 部会等での積み上げの確認や意思決定を行う

●運営会議

固有の課題に関する情報共有を通じて、地域の共通課題として整理

➡ 全体会の協議前に情報の共有や整理を行う

●専門部会

- ①課題ごとに議論を深めて、課題解決のための調査研究や施策提案
- ②部会合同での協議や、具体的な課題へのワーキングの実施

➡ 課題について議論を深め、検討結果の報告や提案を行う

●事務局会議

- ①地域の現状を把握・分析して課題を抽出
- ②抽出した課題の優先順位や、中長期的な視点の協議
- ③各種会議の運営や、会議事項・会議資料の調整

➡ 現状の把握・分析と協議会の運営の方向性の検討を行う